

特定非営利活動法人 あいの会 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、特定非営利活動法人 あいの会 と称する。

【事務所の所在地】

第2条 本会の事務所は、島根県浜田市三隅町三隅370番地3に置く。

【目的】

第3条 本会は、「困った時にお互いを助け合い、安心して暮らせる、豊かで住みやすい町」の実現を目指し、地域で暮らす高齢者や障害者、子供たちに対して在宅介護や子育て支援、福祉相談等に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

【活動の種類】

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動のうち次の活動を行う。

- ① 保健、医療又福祉の増進を図る活動。
- ② まちづくりの増進を図る活動。
- ③ 子どもの健全育成を図る活動。
- ④ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【事業の種類】

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険制度に関する事業
- ② 在宅者支援に関する事業
- ③ 子育て支援に関する事業
- ④ 障害者自立支援法に関する事業
- ⑤ 福祉有償運送に関する事業
- ⑥ まちづくりに関する事業
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に対する相談、助言又は援助に関する事業
- ⑧ 老人福祉法の施設に関する事業

第2章 会員

【会員の種別】

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助・後援するため入会した個人又は団体。

【入会】

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金及び会費】

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

【会員の資格喪失】

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 会員は、退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【会費等の不返還】

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

【種別及び定数】

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 13人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会において互選する。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

【職務】

第15条 会長は本会を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が

あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

【任期】

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解任】

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

【報酬】

第18条 役員は有給とすることができる。有給の役員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

【種別】

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【構成】

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

【機能】

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

【開催】

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

【招集】

第23条 総会は、前条第2項第3項の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

【議長】

第24条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

【定足数】

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議決】

第26条 総会の議事は、この定款に特別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

【書面表決等】

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

【議事録】

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（団体会員にあっては、名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理事会

【構成】

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

【権能】

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 長期・短期の借入金に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【招集】

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

【理事会の議長】

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【定足数等】

第33条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるものは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 事務局

【設置】

第34条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置くことができ、その任免は会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 書類の備置き及び閲覧

【書類の備置き】

第35条 本会は、毎年度初めの3月以内に、毎年度における次の書類を作成し、これらを、その翌々年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- (2) 役員名簿（前年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

(3) 役員名簿に記載された者のうち前年度において報酬を受けたことがある者全員の
名簿

(4) 社員のうち 10 人以上の者の名簿

【閲覧】

第 36 条 会員及び利害関係人から前条の書類及び定款若しくはその認証若しくは登記に
関する書類の写しの閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、
これに応じなければならない。

第 8 章 資産

【資産の構成】

第 37 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

【資産の管理】

第 38 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

【経費の支弁】

第 39 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【事業計画及び収支予算】

第 40 条 本会の事業計画及び収支予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を
経て定める。

【事業報告及び決算】

第 41 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味
財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を会長が作成し、監事の監査を受け、
総会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第 42 条 第 40 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出する
ことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【長期借入金】

第 43 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度収入をもって償還する
短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければ
ならない。

【会計年度】

第 44 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第45条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ軽微な事項に係る変更以外のものについては、島根県知事の認証を得なければ変更することができない。

【解散】

第46条 本会は、特定非営利活動促進法第31条第1項第2号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、解散する。

2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散する場合は、島根県知事の認定を受けなければならない。

【残余財産の帰属】

第47条 本会の解散のときに残存する財産は、本会と類似の目的を有する民法第34条の規定により設立された法人、又は特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

【合併】

第48条 本会は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ島根県知事の認証を得て、類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人と合併することができる。

第10章補 則

【公告】

第49条 本会の公告は、官報においてこれを行う。

【委任】

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
- (3) 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- (4) 本会の設立当初の役員は次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

会 長	野上 怜子
副会長	新田 稔
同	木村千知美
理 事	小松原美幸
同	梅田 典子
同	山本 富子
同	三浦 哲子
同	大橋 伸子
監 事	三上 良匡
同	西田安太郎

- (5) 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 入会金

正会員 500 円

② 会 費

正会員 500 円／年

③ 賛助会費

賛助会員 500 円／1 口（年会費）

附則

この定款の変更は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 15 年 4 月 21 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、平成 17 年 12 月 17 日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成 18 年 2 月 21 日から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 18 年 9 月 1 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 19 年 8 月 31 日）から施行する。

附則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成 20 年 6 月 10 日）から施行する。